

漏えい等を確認するためのコストの例

確認方法		漏えい等を確認するためのコストの例
漏えいの点検の例	湛水による試験	5～15万円(固定式液面計)
漏えいの有無の検知の例	検査管等による確認	3万円(EC・pH計)～145万円(床面の浮遊油膜探知機等)
	流量・貯蔵量による確認(水の収支の管理)	5万円(固定式液面計)～247万円(流量計2基等)
	土壌水分	23万円(土壌水分計等)
その他	微小な漏れを検知する方法	200万円(高精度油面計+警報システム)

公害防止施設整備資金 (県の制度融資)

こんな時に 利用できます	融資を 受けられる方	融資限度額	利率	融資期間
①排水処理施設 等の設置	中小企業者(個 人・会社)	5,000万円	保証なし 年1.9%以内	設備 7年以内 (1年以内)
②土壌、地下水 汚染未然防止の ための施設を整 備したい等	中小企業団体		保証付き 責任共有制度対象 外 年1.5%以内 責任共有制度対象 年1.6%以内	工場移転 10年以内 (1年以内)

申込期間：年間随時

申込窓口：県環境保全課(事前に相談してください)

まとめ

新設・既設	施設の種類	届出時期	構造基準等対策
新設施設	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質使用特定施設 ・有害物質貯蔵指定施設 	新設時に届出(着手60日前まで)	新設時にA基準対策が必要
既設施設	水質汚濁防止法で届出済みの有害物質使用特定施設	見なし規定により 届出不要 (変更時に届出)	①平成24年6月1日以降、B基準(又はA基準)対策を講ずるまでの間は、 C基準により定期点検 が必要
	<p>下水道に排水の全量を放流等している有害物質使用特定施設</p> <p>有害物質貯蔵指定施設 (有害物質を貯蔵することを目的とする施設に限る)</p>	平成24年6月1日から平成24年6月30日までに届出	②平成27年5月31日までに施設設置場所の床面・配管・排水溝等について B基準(又はA基準)に適合 するよう対策が必要